

◇一橋大学フェアレイバー研究教育センター連載⑪

労働の規制緩和と現代経済学——批判(上)

竹田茂夫
法政大学経済学部教授

はじめに

現代経済学や「法と経済学」は、労働の規制緩和を推進するための理論的根拠として利用されることがある。本稿の目的は、そのような議論を批判的に検討することにある。主要論点はふたつある。ひとつは、労働の規制緩和論の挙げる理論的根拠は現代経済学内部からの検証に耐えられないという点である。もうひとつは、

価値中立性を標榜する現代経済学や「法と経済学」の基礎概念——効率性や費用の概念——が実際は強い思想的・政策的バイアスをもつているという点である。

本論に入る前に、現代経済学に関するひとつ誤解を解いておきたい。労働法制に関する経済学者と法学者のコラボレーションでは、経済学は経済システム全体にかかる効率性と均衡の概念によって特徴づけられ、法学的論理は対照的に個別紛争事例に現れた正義や人権の問題に焦点をあわせるものと理解されているようである。⁽¹⁾しかし、現代経済学についていえば、それはスマートに発展してきた、論理的に首尾一貫した体系ではない。異なる視点と論理をもつ複数のパラダイムが時代を追って積み重なり、ときにははつきりと矛盾するアプローチが混在している。

労働の規制緩和論が利用するミクロ経済理論に限つていえば、一九六〇年代を境目としてひとつめの断絶が生じ、一九九〇年代から現在にかけてふたつめの断絶が生じつつあるとみると、

(1) たとえば荒木尚志・大内伸哉・大竹文雄・神林龍編著『雇用社会の法と経済』(有斐閣、二〇〇八年)など。

1 労働の規制緩和

- | | |
|---------------------------------|------|
| 1 労働の規制緩和 | はじめに |
| 2 市場原理は効率性を保証するか(以上、本誌本号) | 目次 |
| 3 効率性とは具体的になにを意味するか(以下、本誌一六七八号) | |
| 4 理論モデルと統計データからなにがわかるのか
結論 | |

きであろう。この二つの断絶に応じて三つのパラダイム、つまり「厚生経済学の基本定理」を含むような古典的なミクロ経済学・一般均衡論、市場の失敗を個別市場で(部分均衡論として)考えようとする新しいミクロ経済学、認知科学や心理学や実験的手法を取り込むとする行動主義的な最近のミクロ経済学を区別することができる。

とはいっても、現代経済学をいろいろな理論や分析手法が詰まつたトゥール・ボックスとなることも問題である。現代経済学がイデオロギーとして機能するのは、言語的コミュニケーション、権力、構造といった現代経済学が考慮の外に置いている要因、いわば現代経済学の空隙を、効率性や費用のような便利で融通無碍の概念が覆い隠してしまったからにほかならない。

雇用の規制緩和が進み、非正規雇用の割合はすでに雇用の三分の一を超えた。他方、アカデミズムでは八代尚宏の一連の提言をはじめとして、経済学者と法学者が労働法制の規制緩和に関して議論してきた。これらの議論は、経済財政諮問会議の経済学者などを介して、政策提言へ結びついてきた。今や議論の焦点は、正規雇用に関する保護法制の全面的な「改革」と、それを労働側に売り込むための「ワーク・ライフ・バランス」へ移っている。

このようない日本の議論は、九〇年代以降の世界的な新自由主義の席卷と附合している。たとえば、八代の規制緩和論は『一九九四年版OECD雇用戦略』と呼応している。そこでは、市場主義と企業家精神が称揚され、労働と雇用の柔軟性（フレキシビリティ）を高めるために雇用保護法制の緩和が提言され、労働市場の効率的機能を阻害する要因、とりわけ雇用のインサイダー・アウトサイダー構造を打破することが強調されている。

しかし、一九九四年の提言は、OECD各国における一〇年ほどの「改革」の経験を経て次第に修正される。二〇〇四年版OECD雇用アウトツクでは、雇用保護法制の失業率への効果は、理論的にも実証的にも確定しがたいとされ、若者や未熟練労働者の非正規雇用を促進し労働市場の分断を生むが、他方、その肯定的側面——労働者の意欲や協力を引き出して雇用や効率性に資する——にも留意している。（適度な雇用保護は、不況時に企業の社会的責任を促すことによって、厚生改善的でありうる）（同六三頁）との指摘もある。

『一〇〇六年版OECD新雇用戦略』に至ると、雇用保護削減に対する労働側の抵抗を認識し、フレキシビリティからフレキシキュリティへの標語のもとに、労働の規制緩和を一部変更するというスタンスが明らかになつてくる。フレキシキュリティとは「採用・解雇決定を円滑化するとともに、集中的休職支援などの効率的な再雇用サービスや解雇時の労働者への所得保障を提供するアプローチ」であるという（同邦訳二六頁）。また、労働市場の周辺における部分的改革のもたらす逆効果を「一時的雇用（temporary employment）の罠」と呼んで注意を喚起している。新自由主義路線は政治的に修正せざるをえないことが明確になりつつある。このような背景のもとに、日本でも昨年から規制緩和推進派によつてワーク・ライフ・バランスが提起されている。

解雇規制や労働法制・雇用慣行一般に関する現代経済学や「法と経済学」の立場から論評する場合には、大別して三つの論法があるようと思われる。その第一は「厚生経済学の基本定理」と思われる。その第一は「厚生経済学の基本定理」に依拠して、市場原理を擁護するものである。これはナイーブな経済学理解（一九六〇年代までの経済学の研究成果）にもどりており、少なくとも理論専攻の研究者にとって真剣な検討に値するものとはいえない。しかし、いまだに

（2）八代尚宏『日本の雇用慣行の経済学——労働市場の流動化と日本経済』（日本経済新聞社、一九九七年）、同『雇用改革の時代——働き方はどう変わるか』（中央公論新社、一九九九年）、同『規制改革——法と経済学』からの提言（有斐閣、二〇〇三年）など。大竹文雄・大内伸哉・山川隆一編著『解雇法制を考える——法学と経済学の視点』（勁草書房、二〇〇二年）、同増補改訂版（二〇〇四年）、福井秀夫・大竹文雄編著『脱格差社会と雇用法制——法と経済学で考える』（日本評論者、二〇〇六年）、荒木・大内・大竹・神林・前掲書注（1）など。

（3）伊藤隆敏・丹生宇一郎・御手洗富士夫・八代尚宏「複線型でフェアな働き方——労働ビッグバン

度な雇用保護は、不況時に企業の社会的責任を促すことによって、厚生改善的でありうる」（同六三頁）との指摘もある。

『一〇〇六年版OECD新雇用戦略』に至ると、雇用保護削減に対する労働側の抵抗を認識し、フレキシビリティからフレキシキュリティへの標語のもとに、労働の規制緩和を一部変更するというスタンスが明らかになつてくる。フレキシキュリティとは「採用・解雇決定を円滑化するとともに、集中的休職支援などの効率的な再雇用サービスや解雇時の労働者への所得保障を提供するアプローチ」であるという（同邦訳二六頁）。また、労働市場の周辺における部分的改革のもたらす逆効果を「一時的雇用（temporary employment）の罠」と呼んで注意を喚起している。新自由主義路線は政治的に修正せざるをえないことが明確になりつつある。このような背景のもとに、日本でも昨年から規制緩和推進派によつてワーク・ライフ・バランスが提起されている。

規制緩和論に基本的なイメージを提供しているという点で重要なである。本稿ではこの点について、現代経済理論の内部にとどまりつつ決定的ななかたちで反論する。

第二の論法は、望ましい市場経済のビジョンを積極的に打ち出すものである。本稿では八代尚宏の議論を取り上げ、どのように効率性という経済学の概念が操作されるかを検討する。

第三の論法は、理論モデルの優劣はいわば棚上げにして、計量経済学的なデータ分析によつて代替的な理論仮説間で最終的な決着をつけようという実証主義である。この立場には、政策提案や「制度設計」に関して計量経済学的成果を利用しようとする考え方もある。本稿は、この考え方にも基本的な疑問を呈する。

と再チャレンジ支援】(二〇〇六年一月三〇日の経済財政諮問会議に提出されたメモ)、同会議・労働市場改革専門調査会・第一次報告「働き方を変える、日本を変える——ワークライフバランス憲章の策定」二〇〇七年四月六日、規制改革会議・労働タスクフォース「脱格差と活力をもたらす労働市場へ——労働法制の抜本的見直しを」二〇〇七年五月二一日、「規制改革推進のための第二次答申」二〇〇七年一二月二五日など。

2 市場原理は効率性を保証するか

規制緩和を主張する経済学者のなかには、理論的根拠として「厚生経済学の基礎定理」を持ち出すものがいる。これがいかに誤った議論であるか、競争均衡の存在・安定性・効率性に即して論証しよう。もつとも直截にこの主張を開いているのが八田達夫である。八田の主張は開しているのが八田達夫である。八田の主張はつぎの一連の命題に整理できる。

H₁ 市場の失敗がなければ、市場経済は効率的な資源配分を実現する。

H₂ 市場の失敗がある場合には、政府の介入によって市場の失敗を除去できる。市場の失敗は規模の経済、外部性、公共財、情報の非対称性の四つの場合に尽くされる。

H₃ 市場の失敗をひとつひとつ除去していくべく。市場経済はパレート効率的な状況に近づいていく。

H₄ このような効率化政策は、所得分配政策から独立に実行できる。

命題H₁とH₂は「厚生経済学の第一基本定理と第二基本定理」と呼ばれるものに相当する。しかし、「厚生経済学の基礎定理」が成立するのは、漠然とした市場経済に対してではなく、厳密な定義にもとづく一般均衡(ワルラス均衡)に對してである。一般均衡とは、多数の市場(各種の商品市場、金融市場、労働市場等)で同時に需給が一致し、消費者や生産者のような市場参加者が、それぞれ予算制約下の効用最大化や技術所与のもとで利潤最大化を行なっている状態を指すもので、一九世紀フランスの経済学者レオ・ワル拉斯の考え方を第二次大戦後、数理経済学者の第一世代が整理したものである。ワルラスはこれで市場経済を描写できるものと考えた。

ただ、一般均衡がどのような条件のもとで存在するのか、存在するとしてもなんらかの意味で動力学的に安定的なのかという問題が決定的に重要になる。仮定を並べて一般均衡をみかけのうえで定義することができても、一般均衡解がそもそも存在しなければ、つまり一般均衡なるものを想定することが論理的に不可能であれば、パレート効率性⁽⁶⁾のような一般均衡の特性を論じてみても仕方ない。また存在するとしても、それが不安定であれば、つまりなんらかの外的擾乱に対しても均衡がすぐに消滅してしまうような場合や、いつまでたっても均衡状態に復帰しない。

いような場合には、一般均衡の概念は現実の市場経済の描写としては問題にならない。つまり、八田の主張、命題H₁からH₄までは、安定的な一般均衡が存在しなければ宙に浮いてしまうことにまず注意すべきである(論理的に不可能な事態やほとんどありそうにもない事態について論じることは無意味であるから)。

一般均衡が存在するかどうかに関しては、一九五〇年代終わりまでに数理経済学者の第一世代が基本的に解決したと考えられている。かれらが明らかにしたのは、完全競争(市場参加者は市場規模に比して十分に小さいので市場価格に影響を与えることができない)、完全情報(市場価格やその他の必要な情報は費用をかけずにただちに利用可能である)、消費者の選好と企業の技術に関するある数学的特性(凸性)等の諸条件のもとで、私的財だけを取引する「私有經濟」では競争均衡が存在するということであつた。⁽⁸⁾かれらの諸条件は命題H₂で八田の挙げる四つの条件(の不成立)にだいたい対応する。

しかし、不思議なことに八田が言及していない条件で決定的に重要な条件がある。それは市場の遍在の条件、つまり市場経済のなかで生産や消費や投資に関わるすべての財・サービスについて、それを取引する完全競争市場がなければならないという条件である。これが満たされない場合には、つまり市場の欠落(missing markets)の場合には、競争均衡の存在は保証されないし、存在してもパレート効率性は保証

されない。

市場の欠落は、実際の市場経済で無視できるような理論的な変則事態ではない。最近は各種商品の先物市場が整備されてきたし、各種の保険も提供されている。しかし、不確実性がある場合に理論が要請するのは、将来起こりうるすべての事態に対応して、あらゆる種類の先物市場や保険がなければならぬという条件、つまり完全な条件付市場 (complete contingent markets) の条件である。実際、将来の起こりうるすべての状況を想定し、すべてのリスクに対処できるはずの超合理的な消費者であっても、リスクをヘッジできるような適切な金融商品や先物市場がなければ、どのように合理的な消費計画や投資計画をたてることができようか。

つまり、時間とリスクを考慮した途端、理論モデルにおける市場の遍在の要請によって、条件付市場(保険、商品先物市場、金融市场など)の数は劇的に増えなければならない。しかし、実際の市場経済ではリスク分担やリスク分散のための保険や金融資産の種類は、起こりうる将来の事態の数よりずっと少ない。つまり、実際の市場経済、とくに金融市场では市場の遍在の条件は到底満たされないものであることがわかる。それどころか、バブルの成立と崩壊という市場経済の非効率性を象徴するような現象が最も起こりやすいのは、金融資産市場である。

実際の市場経済で市場の条件が満たさ

済の例——たとえば近隣からの騒音や悪臭——
を考えてみればわかる。われわれはそのような
バッズ (bads つまりマイナスの価格をもつ財)
の完全競争市場をもつてているであろうか。ある
いは、「法と経済学」が想定するように、その
ような近所迷惑についていちいち「交渉と契約」
で対処するであろうか。

八〇年代にJ.E.ステイグリツが一連の論文で明らかにしたのは、このように市場の欠落があるときや情報の非対称性があるときには特有の外部性が生じるため、たとえ競争均衡が存在しても、それはパレート効率的であるとは限らないということであつた。この意味の外部性は八田が言及しているような公害の例と異なり、市場取引におのずからともなう外部性である。ステイグリツの考察を「不可能性定理」と命名することにしよう。

ステイグリツの不可能性定理——市場の欠落や情報の非対称性によって生じる外部性は、市場経済がパレート効率性を達成することを不可能にする。この場合に、パレート改善的な政府の介入が可能である。⁽¹⁾

上の定理における「パレート改善的な政府の介入」とは規制緩和によつて完全競争条件をつくり出すことを必ずしも意味しない。ましてや政府の介入によつて経済全体が一般均衡・パレート効率のほうに「近づく」ことを意味しない。

（どのように「近づく」ことを定義しようとも）。つまり、ひとつひとつ部分市場を取り上げて、完全競争の条件を実現していつても、経済全体で競争均衡・パレート効率な資源分配に「近づいていく」といった理論的な保証はまったくない（政府の効率化政策が規制緩和によって完全競争の条件をつくり出すものでなければ、政府の介入の結果現われる状態はいうまでもなく競争均衡ではないであろう）。八田は命題H₃を主張するだけでなく、証明するべきであつた。他方、命題H₄の反例をつくることは簡単である。⁽¹³⁾あるいは、命題H₃で八田は、ショックセラピーのように一挙にすべての市場で完全競争の条件を準備するのではなく、競争条件をゆっくりと整備していく漸進主義を意味しているだけかもしれない。そうであれば、H₃は理論的には一般均衡はパレート効率であるという命題H₁を繰り返しているだけであり、政策的含意のほうも、すぐには述べるよう一般均衡は現実には存在しないのであるからH₃の内容はゼロである。

さて、一九七〇年代に入つてから一般均衡論にとって決定的な打撃となつたのは、ほかならぬドブルーも貢献した競争均衡の不安定性の問題であった。すでに述べたように、たとえ競争均衡の存在が確かめられたとしても、不安定であればそれだけで理論的概念として失格である。他方、安定性を保証するためにはきわめて強い条件を超える需要関数に仮定する必要がある。問題は、はたして理論が想定する一般的な前提の

もとで、超過需要関数が安定性を保証するような特性をもつであろうかということになる。超過需要関数とは市場価格体系に超過需要＝需要 Maius 供給の大きさを対応させる関数で、これが特別の形をしていれば、競争均衡は安定的なものとなる。⁽¹³⁾ 答えは決定的なもので、大学院レベルのマクロ経済学の代表的教科書とされる Mas-Colell et al., *Microeconomic Theory* (section 17.E) では Anything Goes : The Sonnenschein-Mantel-Debreu Theorem へ呼ばれてる。そして「何でもあり定理」と命名する、⁽¹⁴⁾ にしよう。

何でもあり定理——自明の条件（ゼロ次元性とワル拉斯法則）を満たすものを超過需要関数とする、数学的にどのような形の超過需要関数も消費者行動（予算制約下の効用最大化）から導出することができる。

「何でもあり定理」は、安定性を保証するような特別の強い条件を一般的に仮定することが不可能であることを意味する。つまり、競争均衡はたとえ存在しても不安定である可能性がきわめて高い。

このふたつの定理——「ステイグリツの不可能性定理」と「何でもあり定理」——によつて、「厚生経済学の基本定理」を現実の市場経済に適用することは原則的に不可能になる（もちろん、広く知られているように、公害や公共財がフリーライダーのような戦略的行為を引き出すために、競争均衡は存在しない可能性があるという事実も重要である）。

端的にいえば、市場の欠落や情報の非対称性のものとで「厚生経済学の基本定理」がそもそも前提とする一般均衡は存在しない。たとえ存在を仮定しても、その安定性は保証されないし、例外的な条件を想定しなければ不安定である。さらに、たとえ安定的な一般均衡が存在したと仮定しても、市場の欠落によって効率性は保証されない。したがって、実際の市場経済についてなんらかの理論的・政策的言明をする場合に「厚生経済学の基本定理」はまったく無意味となる。八田の命題 H_1 と H_4 はしたがって実際の市場経済に関するなんらかの判断ではなく、教科書のなかの架空の「市場メカニズム」に関する命題であることになる。針先で何人の天使が踊ることができるかといった類の話である。以上の論証は現代経済学主流派の教科書（ただし大学院）のレベルを超えない。なぜ、規制緩和派はこのような脆弱な根拠を持ち出すのであろうか。最後に、この節の議論を補強するものとして、二人の経済学者の発言を取り上げよう。ひとりめの宇沢弘文はいうまでもなく数理経済学者第一世代に属するが、すでに一九七七年の『近代経済学の再検討』で一般均衡論——とくに動学的な調整過程——は基本的に無理があり、実際の市場経済を記述できるものではないことを説得力をもつて説明している。

ふたりめのステイグリツはすでに引用したが、一九九八年の講演 “Sound Finance and Sustainable Development in Asia” に言及している。当時ステイグリツは世銀のチーフエコノミストとして、アジア経済危機を渦中で経験しつつあつた。ステイグリツは一般聴衆向けの講演のなかではめずらしく「厚生経済学の基本定理」に言及している。論旨は、市場経済で重要な位置を占める金融市場（市場の欠落）といつた市場の失敗が広範に見られるのであるから、「厚生経済学の基本定理」は金融市場の効率性については何の指針も与えないというものである。ステイグリツのこの当然な指摘はまた、八田の命題 H_2 が誤りであることも意味する。日銀なり金融庁なりが民間の金融機関や金融市场に介入して、預金者と銀行の間、銀行と貸出先の間、株主と経営者の間、投資家とファンデマネージャーの間等にある情報の非対称性、その結果としての逆選択、シグナリング、モーラル・ハザード、あるいは情報が公共財であるところから生じる情報のフリーライティング等々を除去できるものと本当に信じられるであろうか。もしそのようなことが可能であれば、そもそも金融仲介業やコーポレート・ガバナンスや格付け機関など不要ではないか。ステイグリツの講演は、アジア経済危機のような非効率性そのものに直面しても、市場メカニズムの均衡や効率性といった偏見を捨てられない経済学「専門

家」が聴衆のなかに多くいた」と示している。

(4) 八代・前掲書注(2)(110〇二年)六頁。八田達夫「効率化原則と既得権保護原則」福井・大竹・前掲書注(2)所収など。なかにはこれを「ニュートン力学」にも比すぐる(古今不変の?)真理であるとする卓抜な解釈を披瀝するものもいる。『週刊東洋経済』一〇〇八年二月一六日号における福井秀夫の発言。

(5) 「①市場の失敗や政府の失敗を取り除く効率化政策を実行する時には、それが分配にどのような影響を及ぼすかを無視して行う。②その一方で、個々の効率化政策とは独立して、一般的な再分配政策を行う。……①を行うためには、価値観は必要ない。したがって、行政官庁が事務的に、特定の政策が効率化効果をもつか否かを判定する」とが可能である。一方で、②での再分配は、国会を通じて表明される国民の価値観に依存する。」これは政治的プロセスで決める必要がある。(八田・前掲注(4)五六頁)。

(6) 社会的意意思決定のプロセスは無視して、資源配分の結果だけを消費者の効用(満足)としている。帰結主義を前提とし、全員一致で消費者効用が増進する配分変更をパレート改善と呼ぶ。パレート効率性とは、パレート改善でもなくよくなき資源配分である。本稿では単にパレート効率性を効率性と呼ぶ場合がある。

(7) 安定ではない均衡について、いわゆるメージが役に立つかもしれない。卵を縦に立てる

ためには、コロナブースのように卵をつぶしてしまふ必要はない。正確に水平に置いた、磨いたガラス板の上で細心の注意を払つて卵を扱えば、卵を縦に立たせることができる。しかし、このようないいバランス(不安定均衡)は、ちょっととした力を加えればすぐに崩れてしまう。

(8) 五〇年代半ばのK・J・アローとG・ドブルーの論文が有名である。G・ドブルーの「価値の理論」(一九五九年)は五〇年代末までの研究を総合した一種の記念碑的作品である。

(9) クーター・コーレンの「法と経済学」の教科書のように、コース定理の説明に「農夫とカウボーイの比喩」はよく用いられる。エリクソンは、この比喩の「交渉と契約」が実際に用いられるかどうかをカリフォルニア州シャスタ郡で調べた。結果は、「交渉と契約」ではなくて、社会的規範がカウボーイ達の利害対立を調整していることを示してR.C. Ellickson, *Order without Law: How Neighbors Settle Disputes*, 1991.

(10) J.E.Stiglitz(1982), "The Inefficiency of the Stock Market Equilibrium," *Review of Economic Studies* 49 (2), 241-261; D.M.G Newberry and J.E.Stiglitz(1984), "Pareto Interior Trade," *Review of Economic Studies* 51, 1-12; B.C.Greenwald and J.E.Stiglitz (1986), "Externalities in Economics with Imperfect Information and Incomplete Markets," *Quarterly Journal of Economics*, 101, 229-64; B.C.Greenwald and J.E. Stiglitz(1988), "Pareto Inefficiency of Market Economies: Search and Efficiency Wage Model," *American*

Economic Review, Papers and Proceedings, 351-355.

(11) 市場の既存の条件が強まるとして、現に機能している市場だけを考慮に入れる」として、パレート効率性の概念を弱める試みがある。制約されたパレート効率性 constrained Pareto efficiency と呼ばれる。しかし、いのちにパレート効率性を弱めても、「厚生経済学の第一基本定理」は成立しない。機能している市場の間に一種の外部性が生じるからである。

(12) 一般均衡ではない状況から出発して、ある個別市場を完全競争にしてもパレート改善的であるとは限らない。これを示すために、純粹交換経済で双方独占の場合を考えよう。A組合は第一財だけを供給し、B組合は第二財だけを供給する。独占者間の交渉の結果は一般に競争均衡ではない。そして第一財市場についてだけ完全競争の条件が成立するとBの旧組合員は互いに「底辺への競争」を開ける。A組合は第一財の価格設定権をもつのであるから、第二財の市場価格がどのようなものであつても、実質的に二財の交換比率を自由に操作できる。A組合は交換比率を自分に有利に引き上げて、Bの効用水準をもつておらず(初期賦与に相当する効用水準まで)引いておらずであろう。

(13) Andrew Mas-Colell, Michael D.Whinston, and Jerry R. Green, *Microeconomic Theory*, 1995, [17.F.17 H] 参照。

(14) 正確には、消費者の数が財の種類より大きくなるべきなむこという条件が必要である。

(たけだ しげお)